

●数値目標

30年後(令和35年)までに、
公共建築物の延床面積を4.5%、2,183.9㎡削減

ただし、インフラ資産については、これまで整備したインフラ資産を計画的に修繕・更新することを重視し、各施設の長寿命化計画等にもとづいた維持管理コストの削減を目標とします。

●公共施設等の管理に関する実施方針

(1)点検・診断等の実施方針

劣化状況の把握に努め、日常点検等の結果を集約し、維持管理・修繕・更新等老朽化対策への活用を図ります。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

日常点検等の結果を集約し、関係部署でその情報を共有しながら全庁統一的な目線で施設の重要度や劣化状況に応じて優先順位をつけ、長寿命化計画等に沿い、計画的な修繕及び更新を行い、年度ごとの支出の平準化を図ります。

(3)安全確保の実施方針

点検や診断等により緊急度の高い危険性が認められた公共施設等については、速やかに改修工事等を実施し、安全確保を図ります。供用廃止され、今後利用見込みのない公共施設等については、計画的に除却を進めていきます。

(4)耐震化及び長寿命化の実施方針

維持すべき公共施設等については、順次、耐震化を図り、災害時の安全性の確保に努めます。個別の長寿命化計画との整合を図りながら長寿命化を進めます。

(5)統合や廃止の推進方針

施設の優先順位や必要性を見直し、統廃合を進めます。大規模修繕や更新時期を迎えた施設については優先的に統合・廃止の検討を実施します。

(6)ユニバーサルデザイン化の実施方針

公共施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした、誰もが安全に、安心して、外出・移動ができるよう、ユニバーサルデザイン化を図ることで機能性の向上に努めます。

(7)脱炭素化の推進方針

施設の改修・更新等を行う際には、省エネルギー技術や環境配慮型の設備機器等を積極的に導入し、公共施設等の脱炭素化に率先して取り組みます。

(8)地方公会計(固定資産台帳等)の活用

人口減少・少子高齢化の進展など、自治体をめぐる環境が大きく変化する中で地方公会計制度改革との連携を通じて、適切な公共施設マネジメントを実現し、また有形固定資産減価償却率から老朽化状況を予測することで、持続可能な行政運営の推進に努めます。

(9)保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

今後、既存施設の用途廃止や統廃合等により行政目的を有しなくなった財産が生じた場合は、利用実績や費用対効果を踏まえ、民間等への譲渡や売却などを検討し、保有量と維持管理費の削減に努めつつ、新たな財源の確保に取り組みます。

(10)広域連携

泉北地域など近隣自治体との公共建築物の相互利用や共同運用を推進し、適切な施設配置を検討することで、施設保有量の適正化を図ります。

(11)地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

本町が策定している各種計画の中には、施設整備に関する事項も含まれているため、本計画との整合性を図ります。

●総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1)全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

全庁が連携して公共施設等のマネジメントを実施できる体制を構築します。公共施設等についてのマネジメントを着実に推進していくため、公共施設等に関する現状や点検・修繕などの情報を把握します。また、定期的に更新・反映するため、施設管理者による日常点検の結果を全庁的に共有し、将来的な施設の一元的・総合的な維持管理に取り組んでいきます。

(2)フォローアップの実施方針

必要に応じ庁内検討会議を開催し、計画の進捗状況の確認と検証、各施設の利用状況や現状についての情報共有を行い、社会情勢の変化を踏まえ、計画のローリングを図っていくものとします。

忠岡町公共施設等総合管理計画

概要版



忠岡町イメージキャラクター
ただお課長

はじめに

本町が所有する公共施設等に係る現状と課題を整理し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化し、時代に即したまちづくりを行うため、「忠岡町公共施設等総合管理計画」を平成29(2017)年3月に策定しました。

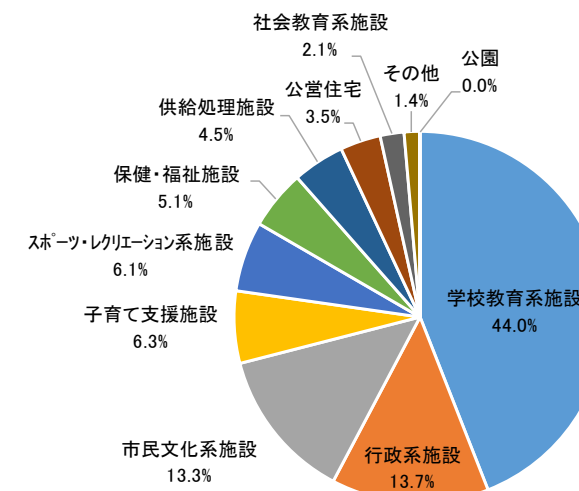
今回、公共施設に係る基本情報を更新するとともに、総務省より令和3(2021)年1月に通知のあった「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」や令和4(2022)年4月1日付けで改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」等、国の指針を踏まえた改訂を行うものです。

計画の位置づけ：本町の最上位計画である「第6次忠岡町総合計画」及び同計画の関連計画と整合を図り、公共建築物に関する個別の計画等やインフラ資産に関する長寿命化計画等を本計画の下位の個別計画と位置づける

計画期間：令和6年度～令和35年度の30年間(ただし、必要に応じて見直しを行う)

本町が所有する公共施設等

【公共建築物】
41施設、総延床面積48,553.4㎡



【インフラ資産】

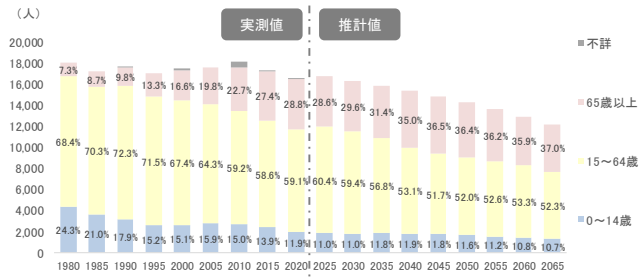
施設種別	項目	数値
一般道路	実延長(m)	53,316.2
	道路部面積(㎡)	341,230.8
橋りょう	総面積(㎡)	1,362.4
	数量(本)	10
下水道管	総延長(m)	87,518.0

忠岡町の現状と将来の見通し

【人口の推移と見通し】 人口減少・高齢化の進行

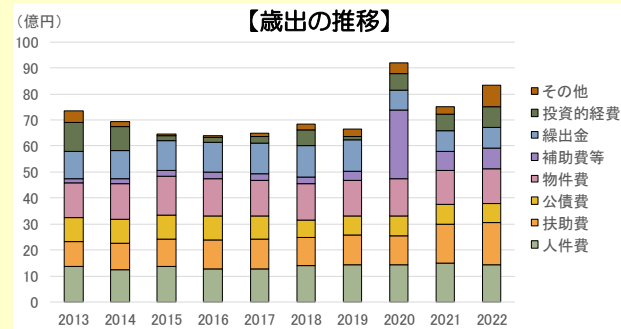
- 人口は緩やかに減少
- 令和47年度には65歳以上人口が約37.0%に

【年齢3区分別人口の割合の推移・推計】



【財政の現状】 税収微増、扶助費の大幅増

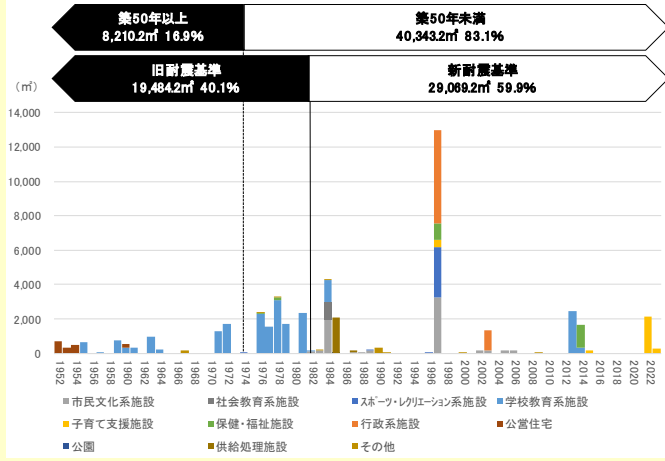
- 町税収入は微増→但し、今後は人口減少及び人口構造の変化により労働力人口が減少していく見込み
- 扶助費はこの10年間で約1.7倍
→今後も扶助費は増大



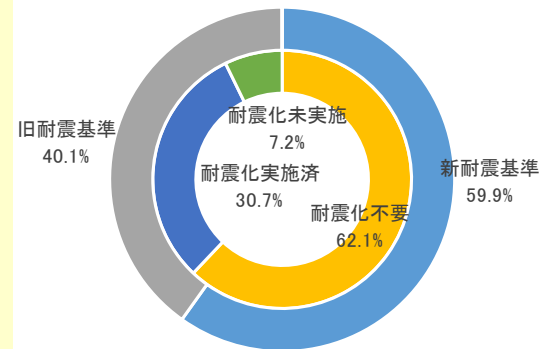
【公共施設等の現状】 公共施設等の老朽化の進行

- 16.9%の公共建築物が築50年以上
- 7.2%の建築物が旧耐震基準のまま耐震化未実施

【築年別公共建築物延床面積】



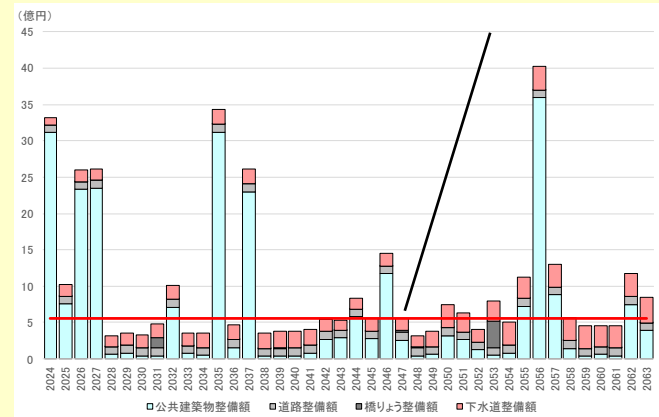
【耐震化実施状況】



【公共施設等の将来の更新費用等の見通し】 公共施設等の更新費用の増大

- 今後は約1.5倍の費用が必要に
直近5年平均投資的経費：約6.4億円
今後必要な年間更新費用等：9.9億円
(現在保有している公共施設等を今後維持する場合に必要な更新費用等の金額)
- 直近の4年間に更新の時期が集中

1年当たり整備額 9.9億円 直近5年平均投資的経費



公共施設等における課題

(1) 公共施設等へのニーズの変化

人口構造の大きな転換によるニーズの変化に合わせ、公共施設等の適正量を検討することが必要

(2) 厳しさを増す財政的制約

将来的に増大する公共施設等の更新費用等について財源の確保を検討するとともに、維持管理費用や更新費用等の縮減を検討することが必要

(3) 公共施設等の全体的な老朽化

公共施設等の全体的な老朽化に伴い、改修費用等の増大が見込まれるため、必要な公共施設等を維持管理していくための財源を確保していくことが必要

(4) 公共施設等の更新時期の集中

中長期的な視点から、公共施設等全体の更新費用等の平準化や縮減を図ることが必要



公共施設等の今後の取り組み目標

基本方針①施設保有量の適正化

- ・利用需要の変化や財政状況、利用実績や今後の利用見通し、周辺の公共建築物の立地状況を踏まえ、既存施設の有効活用等を十分検討する
- ・公共建築物の統廃合等、複合化・集約化や施設規模の縮小、機能の複合化・集約化を検討する
- ・公共建築物の新規整備を抑制する

基本方針②財政負担の軽減・平準化

- ・公共施設等の整備に要する財源の確保に努める
- ・国や府の補助制度等を活用する
- ・公民連携方式やE S C O事業など、民間の技術やノウハウを活用のため、P P Pの活用及び町民等との協働を検討する
- ・中長期的な視点で計画的に維持補修や更新を行う

基本方針③安全性の確保

- 【公共建築物】
- ・早急な維持補修や大規模な改修が必要な施設のうち耐震化未実施の施設については、現在の利用状況や今後の利用ニーズを鑑み、必要性の低い施設の廃止・除却を進める
 - ・今後も利用する公共建築物については、耐震化を推進し点検・診断等を進め、危険施設や箇所が発見された場合には、改修の優先順位を定め計画的な改修を行う
- 【インフラ資産】
- ・長寿命化計画等に沿い、計画的な修繕を行う